

証券コード 3083

2024年5月9日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目5番4号  
株 式 会 社 シ ー ズ メ ン  
代表取締役社長 植 杉 泰 久

### 第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.csmen.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリ」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「シーズメン」又は「コード」に当社証券コード「3083」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当社の指定する議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）において、議案に対する賛否をご入力の上、2024年5月23日（木曜日）午後6時30分までに議決権をご行使ください。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、2024年5月23日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご送付ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町3-2-10  
鉄鋼会館 8階 802・803・804会議室  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 1. 第35期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）事業報告、連結計算書類  
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第35期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役5名選任の件
  - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
  - 第4号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件
  - 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- (2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎株主の皆様へ株主総会後にご郵送いたしました株主通信は、廃止することといたしました。また、決議ご通知につきましてもご郵送を取り止め、当社ウェブサイトでの掲載のみとすることといたします。何卒、ご了承くださいようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年 5月24日（金曜日）  
午前10時



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年 5月23日（木曜日）  
午後 6時30分入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年 5月23日（木曜日）  
午後 6時30分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 冊

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

〒○○○○○

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログイン用コード

見本

○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、3、4、5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

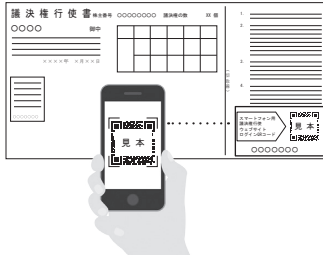
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

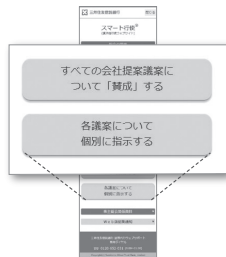
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

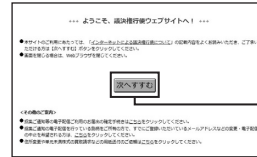
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

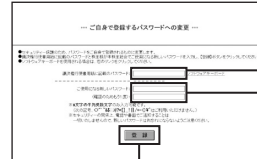
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

## 事業報告

( 2023年3月1日から )  
( 2024年2月29日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ①事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の収束により、社会・経済活動の正常化が徐々に進んだことから、企業収益の改善や個人消費の持ち直しの動きもみられ、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、エネルギーや原材料の価格の高騰、急激な為替の変動等により、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

衣料品小売業界におきましては、国内物価の上昇に伴って、消費者の生活防衛意識が高まっており、経営環境は厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、下記の取り組みを実施してまいりました。

##### (株式会社シーズメン)

郊外ショッピングセンターやモールでミドルプライス衣料品の販売を主たる事業として展開する第1事業部では、商品面におきましては、客単価の向上を図るため、ブランド商品の投入強化を推進し、高価格帯の商品群の品揃えを拡充いたしました。販売面におきましては、定価販売を強化するとともに、ミリタリージャケット・レザージャケット・スカジャン等の高額商品入荷に合わせて常連のお客様の来店促進に取り組み、客単価の向上を図りました。また2月には「春のご予約会」を実施し、ブランドのファン層に向けた集客の取組を進め、来店頻度の増加を図りました。

店舗展開におきましては、当連結会計年度における出店はなく、退店は2店舗、当連結会計年度末の店舗数は「METHOD」17店舗、「流儀圧搾」9店舗、「AGIT POINT」1店舗、「G-LAND」1店舗、「FACETASM」1店舗の合計29店舗となりました。

都心部ファッションビルや百貨店でハイプライス衣料品の販売を主たる事業として展開する第2事業部では、商品面におきましては、クオリティーの向上による価格設定の見直しで更なる売上総利益の改善を目指しました。商品構成としては常連のお客様向けの商材を増やし、自ブランドのファン作りを強化するとともに、トレンドを意識したカテゴリーの提案も行い、一般のお客様の取り込みを目指しました。販売面におきましては、販売スタッフの教育の場を定期的に設け、販売スキル、サービスの向上に努めました。また、ブランド価値向上のために値引き施策を抑制し、予約販売を強化することで、店舗への送客及び定価販売の強化を図りました。

店舗展開におきましては、当連結会計年度における出店はなく、退店は1店舗、当連結会計年度末の店舗数は「TORNADO MART」12店舗、「TORNADO MART WORLD」4店舗、「HIGH STREET」7店舗、「BLUE TORNADO」1店舗、「TORNADO MART OUTLET」1店舗の合計25店舗となりました。

(株式会社チチカカ)

郊外ショッピングセンターやモールでエスニックカジュアル衣料品・雑貨の販売を主たる事業として展開するチチカカでは、商品面におきましては、仕入精度の向上に取り組み、適時適量の商品投入による仕入高の抑制を進めました。また、暖冬に対応してアウター生産を抑制して、トップスの品揃えを拡充、また、キャラクターコラボ企画でエコバック、ポーチなど、生活雑貨の展開により集客を図りました。販売面におきましては、値引きの抑制を徹底するとともに、常連のお客様に向けて、DM・会員カード提示による優待セールを実施して、高単価商品の販売強化に努めました。

店舗展開におきましては、当連結会計年度における出店はなく、退店は10店舗、当連結会計期間末の店舗数は「チチカカ」33店舗、「アウトレット」1店舗の合計34店舗となりました。

上記の施策を実施したことにより、当連結会計年度の売上高は計画通りの推移となりました。また、売上総利益率の向上により売上総利益は計画を上回り、販管費の抑制もあり、営業損失、経常損失は計画から改善される結果となりました。また、特別損失において、のれんの減損損失、固定資産の減損損失を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は計画を下回る結果となりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は55億30百万円（前年同期比12.3%減）、営業損失は1億3百万円（前年同期は2億56百万円の損失）、経常損失は1億55百万円（前年同期は2億50百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は3億32百万円（前年同期は3億2百万円の損失）となりました。

2024年2月期の配当につきましては、業績及び財務体質の強化などを総合的に勘案し、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきます。

<商品別売上高>

商 品 別	金 額 ( 百 万 円 )	構 成 比 ( % )	前 連 結 会 計 年 度 比 ( % )
シ ャ ツ	463	8.4	80.4
ニ (セーター・トレーナー等)	2,555	46.2	88.7
ボ ト ム ス	540	9.8	95.4
ブ ル ゾ ン	956	17.3	96.7
小 物 ・ 雑 貨	643	11.6	82.1
そ の 他	370	6.7	72.8
合 計	5,530	100.0	87.7

<地区別売上高>

地 区 別	金 額 ( 百 万 円 )	構 成 比 ( % )	前 連 結 会 計 年 度 比 ( % )
北 海 道	325	5.9	95.3
東 北	253	4.6	89.8
関 東	2,835	51.3	83.9
中 部	659	11.9	85.3
近 畿	825	14.9	90.6
中 国 ・ 四 国	323	5.8	94.1
九 州	307	5.6	112.0
合 計	5,530	100.0	87.7

- ② 設備投資の状況  
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の株式その他の持ち分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第32期 (2021年2月期)	第33期 (2022年2月期)	第34期 (2023年2月期)	第35期 (2024年2月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	—	4,163	6,305	5,530
経常損失 (△) (百万円)	—	△149	△250	△155
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	—	157	△302	△332
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	—	54.71	△104.90	△115.45
総資産 (百万円)	—	2,045	2,428	1,899
純資産 (百万円)	—	1,108	851	483
1株当たり純資産額 (円)	—	372.36	283.25	167.80

(注) 当社では、第33期より連結計算書類を作成しております。

### ②当社の財産及び損益の状況

区 分	第32期 (2021年2月期)	第33期 (2022年2月期)	第34期 (2023年2月期)	第35期 (2024年2月期)
売上高 (百万円)	2,718	2,519	4,057	3,697
経常損失 (△) (百万円)	△186	△222	△131	△43
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△347	△294	78	△260
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△120.45	△102.32	27.34	△90.52
総資産 (百万円)	1,543	1,131	1,641	1,460
純資産 (百万円)	960	655	779	484
1株当たり純資産額 (円)	320.90	215.32	258.44	167.92



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名 株式会社チチカカ

資本金 10百万円

当社の議決権比率 100.00%

主要な事業内容 エスニックファッション及びエスニック雑貨の輸入販売

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度においては、前連結会計年度から実施しております不採算店舗の撤退や商品仕入れの精度向上、コスト削減策など収益改善策の効果に加えて、新型コロナウイルスの影響の軽減等により、業績は回復しております。しかしながら、当連結会計年度に1億3百万円の営業損失を計上したことで、継続した営業損失の計上及びマイナスの連結営業キャッシュ・フローを計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況が存在しております。

このような状況のもと、これらを解消し、業績回復を実現するため、以下の対応策を進めてまいります。

#### 1. 事業収益の改善

シーズメンにおいては、ブランド力及び知名度の向上による市場での優位性の確立を図るため、SNS等、各種媒体による情報発信の強化を図るとともに、オリジナル商品の開発や他社とのコラボ企画による独自性の高い商品展開を進めてまいります。

レディース中心のチチカカにおいては、メンズ商品の展開など新カテゴリーの開発により新規顧客の獲得を目指してまいります。

また、シーズメンとチチカカの物流センターの統合や、グループを横断した更なる組織の効率化を推進するなど、コストの削減を進めてまいります。

#### 2. 運転資金の確保

当連結会計年度末の現金及び預金3億49百万円を保有しております。また、2024年3月に第三者割当増資及び新株予約権の発行により5億15百万円の資金調達を実施したことで、十分な運転資金を確保しているものと考えております。

以上より、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況が存在しているものの、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

当社グループは、こうした経営課題について迅速な対策を実施し、健全経営に努めることによって企業価値の一層の向上を図ってまいります。また、役員及び従業員は、法令、社会規範、社内規則等を遵守し、公正かつ誠実に行動してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2024年2月29日現在)

当社グループは、衣料品及び服飾雑貨を主として扱う小売専門店です。当社グループは衣料品小売業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

店舗の展開はチェーンストア方式により、国内の百貨店やファッションビル、ショッピングモールを中心に展開しております。また、自社ECサイト並びにECモールに出店し通信販売を行っております。

当社グループが運営する主要な店舗は以下のとおりです。

区	分	店	舗	名
当社	(株式会社シーズメン)	METHOD (メソッド)		
		流儀压榨 (りゅうぎあっさく)		
		AGIT POINT (アジトポイント)		
		G-LAND EXTREME (ジーランドエクストリーム)		
		FACETASM (ファセッタズム)		
		TORNADO MART (トルネードマート)		
		TORNADO MART WORLD (トルネードマートワールド)		
		HIGH STREET (ハイストリート)		
		BLUE TORNADO (ブルートルネード)		
		TORNADO MART OUTLET (トルネードマートアウトレット)		
子会社	(株式会社チチカカ)	チチカカ		

(6) 主要な営業所 (2024年2月29日現在)

① 当社

本社 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目5番4号  
 店舗 54店舗

地区別	店舗数	都道府県別
北海道	2店	北海道2店
東北	1店	宮城県1店
関東	22店	東京都7店 神奈川県6店 千葉県3店 埼玉県3店 栃木県1店 群馬県2店
中部	10店	愛知県6店 岐阜県1店 静岡県3店
近畿	12店	大阪府8店 兵庫県2店 奈良県1店 三重県1店
中国	3店	山口県1店 岡山県1店 広島県1店
九州	4店	福岡県2店 熊本県1店 鹿児島県1店

② 子会社

株式会社チチカカ

本社 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目5番4号  
 店舗 34店舗

地区別	店舗数	都道府県別
北海道	6店	北海道6店
東北	3店	岩手県1店 山形県2店
関東	11店	東京都2店 神奈川県2店 千葉県2店 埼玉県3店 栃木県1店 茨城県1店
中部	4店	愛知県1店 静岡県1店 石川県1店 福井県1店
近畿	3店	大阪府1店 京都府1店 和歌山県1店
中国	3店	広島県1店 岡山県1店 鳥取県1店
四国	2店	高知県1店 香川県1店
九州	2店	長崎県1店 沖縄県1店

(7) 使用人の状況 (2024年2月29日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
209 (171) 名	61名減 (23名増)

- (注) 1. 使用人数は契約社員を含む従業員数であり、パートは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 当社グループは、衣料品小売業の単一セグメントであるため、使用人数を事業区分に分けて記載しておりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
119 (56) 名	10名減(14名減)	43.4歳	9.8年

- (注) 使用人数は契約社員を含む従業員数であり、パートは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年2月29日現在)

株式会社シーズメン

借入先	借入額
西武信用金庫	48百万円

株式会社チチカカ

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	294百万円
株式会社りそな銀行	126百万円
株式会社滋賀銀行	54百万円
株式会社北陸銀行	23百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の現況 (2024年2月29日現在)

- (1) 発行可能株式総数 11,531,200株
- (2) 発行済株式の総数 2,882,800株
- (3) 株主数 2,694名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
サイフ株式会社	434,800株	15.08%
株式会社SBI証券	127,146株	4.41%
日本証券金融株式会社	109,300株	3.79%
GMOクリック証券株式会社	89,300株	3.10%
布山高士	87,500株	3.04%
東京短資株式会社	80,000株	2.78%
山岸千勢	60,000株	2.08%
JPMorgan証券株式会社	57,800株	2.01%
中村吉伸	53,000株	1.84%
岡三証券株式会社	50,900株	1.77%

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (112株) を控除して計算しております。

2. 2024年3月15日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数は1,120,000株増加しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2024年2月29日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	植杉泰久	株式会社チチカカ取締役社長 株式会社スピックインターナショナル代表取締役 ship shape合同会社 代表社員
取締役	保住光良	当社管理本部長 株式会社チチカカ取締役 株式会社スピックインターナショナル取締役
取締役	牧野大輔	当社事業開発本部長 当社営業本部長 株式会社チチカカ取締役 株式会社スピックインターナショナル取締役
取締役	堀中章弘	株式会社チチカカ取締役 株式会社スピックインターナショナル取締役
取締役	迫田さやか	同志社大学経済学部准教授 公益財団法人中辻創智社評議員
取締役	堺夏美	株式会社エス・イ・インターナショナル代表取締役社長
監査役(常勤)	高橋博一	株式会社チチカカ監査役 株式会社スピックインターナショナル監査役
監査役	山川貴嗣	山川公認会計事務所 代表 株式会社スマートショッピング常勤監査役
監査役	滝川好夫	関西外国語大学教授 神戸大学名誉教授 ひょうご経済研究所理事 ゆうちょ財団評議員

- (注) 1. 取締役迫田さやか氏及び取締役堺夏美氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山川貴嗣氏及び監査役滝川好夫氏は、社外監査役であります。
3. 監査役山川貴嗣氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、社外監査役山川貴嗣氏並びに滝川好夫氏及び社外取締役迫田さやか氏並びに堺夏美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び 重要な兼職の状況
青木雅夫	2023年5月25日	任期満了	代表取締役会長 当社管理部長 株式会社チチカカ取締役 株式会社スピックインターナショナル取締役 株式会社トライバルメディアハウス監査役
三河宏彰	2023年5月25日	任期満了	代表取締役社長 当社第1事業部長 当社第2事業部長 株式会社スピックインターナショナル代表取締役社長 株式会社チチカカ取締役会長 株式会社ビート社外取締役
山田洋輔	2023年5月25日	任期満了	取締役 株式会社チチカカ代表取締役社長 株式会社スピックインターナショナル取締役 株式会社スケブ取締役
深見修	2023年5月25日	任期満了	取締役 株式会社ヤシマ代表取締役 イー旅ネット・ドット・コム株式会社取締役 株式会社ネクスグループ取締役 株式会社フィスコ取締役経営戦略本部長 株式会社ネクス取締役 株式会社チチカカ・キャピタル取締役 株式会社グロリアツアーズ取締役 株式会社ネクスプレミアムグループ取締役 株式会社ネクスファームホールディングス取締役 株式会社カイカエクスチェンジ取締役 株式会社CAICAテクノロジーズ取締役 株式会社CAICAデジタルパートナーズ取締役 株式会社カイカフィナンシャルホールディングス取締役 株式会社カイカエクスチェンジホールディングス取締役 カイカ証券株式会社取締役 株式会社実業之日本デジタル取締役
古賀勝	2023年5月25日	辞任	監査役 株式会社CAICA DIGITAL 監査役 カイカ証券株式会社監査役 株式会社CAICAテクノロジーズ監査役 株式会社CAICAデジタルパートナーズ監査役 株式会社カイカエクスチェンジホールディングス監査役 株式会社クシムインサイト取締役
楠啓太郎	2023年5月25日	任期満了	監査役 楠・岩崎・澤野法律事務所 弁護士 トーカドエナジー株式会社社外取締役 Tastemade Japan株式会社監査役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役及び社外監査役全員との間で責任限定契

約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役がその職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額としております。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を締結しており、被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役であります。第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約によって填補することとしておりますが、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合を除きます。なお、保険料は当社が全額負担のうえ、1年毎に契約更新しております。

#### (5) 取締役及び監査役の報酬等

##### 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年12月8日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が以下の方針並びに手続きを踏まえて決定されていることから、その内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

##### ①. 基本方針

取締役（社外取締役を除く、以下同じ）の報酬は、中長期的な企業価値及び業績の向上に対する意欲を高め、株主価値向上に資するインセンティブとして機能することを目的とする。

取締役の報酬体系は、役位及び職責にもとづく「基本報酬」、業績連動報酬としての「役員賞与」並びに中長期インセンティブとしての「株式報酬」をもって構成する。社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。

##### ②. 業績指標に連動しない金銭報酬に関する決定方針

取締役の「基本報酬」は固定報酬とし、役位、職責、在任年数その他会社の業績等を総合的に考慮して決定し、月例で支給する。社外取締役についても同様とする。

##### ③. 業績連動報酬等に関する決定方針

取締役の業績連動報酬については、各事業年度の事業計画に対する目標達成度合に応じてその額を算出し、毎年一定の時期に「役員賞与」として支給する。

##### ④. 非金銭報酬等に関する決定方針

取締役に対して、中長期的な企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、以下の決定方針に従い、「株式報酬」としてストックオプション（新株予約権）を付与する。

各取締役にストックオプションを付与する時期及びその個数は、株主総会において基本報酬及び役員賞与と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、個別の取締役の役位、職責、在任年数



その他業績を総合的に考慮のうえ取締役会において決定する。

⑤. 個人別の報酬等における種類ごとの割合に関する決定方針

報酬の種類別の割合は、中長期的な企業価値向上に貢献し、かつ株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲が高まるように、株主総会において承認を得た各々の報酬上限額の範囲内において、最も適切な支給割合となることを方針とする。

⑥. 決定の全部又は一部を第三者に委任する場合の決定事項

各取締役の具体的な「基本報酬」及び「賞与」の金額については、定時株主総会終了後に開催する取締役会において、その決定を代表取締役会長及び代表取締役社長の2名に委任する旨を決議する。

代表取締役会長及び代表取締役社長は、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、各取締役の報酬額案を策定し、社外取締役並びに社外監査役に諮問したうえで、各取締役の報酬額を決定する。

社外取締役の報酬額については、代表取締役会長、代表取締役社長が社外監査役に諮問したうえで決定する。

(6) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	報酬額の総額 (百万円)	報酬額の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭的 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	43 (3)	43 (3)	— (—)	— (—)	9 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	9 (3)	9 (3)	— (—)	— (—)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	53 (7)	53 (7)	— (—)	— (—)	13 (5)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2007年5月23日開催の第18期定時株主総会において年額1億60百万円以内（但し、使用人分給とは含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役0名）です。また金銭報酬とは別枠で、2018年5月25日開催の第29期定時株主総会において、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬の額として年額20百万円以内と決議しております。
2. 監査役の報酬限度額は、2007年5月23日開催の第18期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）です。
3. 取締役会は、代表取締役社長植杉泰久及び取締役保住光良に取締役の個人別の基本報酬及び社外取締役を除く業績連動報酬額の決定を委任しております。グループ全体の業績等を勘案しつつ各担当取締役の貢献度合を適切に判断、評価するためには上記取締役2名に委任することが適切であると判断しており、決定にあたり社外取締役及び社外監査役にも意見を求めることとしております。
4. 上記の支給人員及び支給額は、無報酬の取締役1名（うち社外取締役1名）及び監査役1名（うち社外監査役1名）を支給人員から除いております。

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役並びに社外監査役の重要な兼職の状況は、(1)取締役及び監査役の状況に記載のとおりであります。また、各兼職先と当社との間には、開示すべき特別の関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	迫 田 さ や か	2023年5月25日就任以降、取締役会14回のうち13回に出席いたしました。経済学・社会学の学識経験者としての専門的な知識と経験を活かした、助言、発言を適宜行っており、取締役会の意思決定の適正性を確保するための役割を果たしております。
社 外 取 締 役	堺 夏 美	2023年5月25日就任以降、取締役会14回のうち14回に出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と財務における幅広い知識を有し、意思決定の妥当性・適正性を確保するために有用な助言・提言を行い、取締役の業務執行の監督等に十分な役割を果たしております。
社 外 監 査 役	山 川 貴 嗣	2023年5月25日就任以降、取締役会14回のうち14回、また、監査役会8回のうち8回出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社 外 監 査 役	滝 川 好 夫	2023年5月25日就任以降、取締役会14回のうち14回、また、監査役会8回のうち8回に出席いたしました。大学教授、経済学者としての豊富な経験、知見を活かし、取締役会において適宜必要な発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 監査法人やまぶき

### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務  
に係る報酬等の額 25,000千円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益  
の合計額 25,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案について決議するための株主総会の招集を決定することになります。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告します。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部		
流動資産	1,409,022	流動負債	856,196
現金及び預金	349,785	買掛金	175,219
売掛金	184,826	短期借入金	243,112
商 品	807,151	一年内返済予定の長期借入金	193,756
その他	67,258	未払費用	125,482
固定資産	490,516	未払法人税等	44,463
有形固定資産	2,068	賞与引当金	11,512
その他	2,068	資産除去債務	15,552
無形固定資産	691	契約負債	6,273
その他	691	その他の引当金	1,207
投資その他の資産	487,756	その他	39,617
敷金及び保証金	481,423	固定負債	559,626
破産更生債権等	27,327	長期借入金	111,259
その他	6,332	資産除去債務	422,723
貸倒引当金	△27,327	その他	25,643
資産合計	1,899,539	負債合計	1,415,822
		純資産の部	
		株主資本	483,717
		資本金	50,000
		資本剰余金	899,296
		資本準備金	688,148
		その他資本剰余金	211,148
		利益剰余金	△465,507
		利益準備金	16,756
		その他利益剰余金	△482,264
		繰越利益剰余金	△482,264
		自己株式	△72
		純資産合計	483,717
		負債純資産合計	1,899,539

# 連 結 損 益 計 算 書

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		5,530,096
売 上 原 価		2,351,005
売 上 総 利 益		3,179,090
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,282,101
営 業 損 失		103,011
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
助 成 金 収 入	697	
受 取 補 償 金	5,000	
そ の 他	2,582	8,284
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,932	
為 替 差 損	4,256	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	27,327	
株 式 交 付 費	15,855	
そ の 他	4,627	61,000
経 常 損 失		155,726
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	34,911	34,911
特 別 損 失		
減 損 損 失	157,829	
店 舗 閉 鎖 損 失	9,690	167,519
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		288,335
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	44,463	44,463
当 期 純 損 失		332,798
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		332,798

# 貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	1,115,083	流動負債	279,256
現金及び預金	341,937	買掛金	118,135
売掛金	123,044	一年内返済予定の長期借入金	6,012
商品	610,523	未払金	4,352
前払費用	19,321	未払費用	107,651
未収入金	14,622	未払法人税等	11,597
立替金	22,902	賞与引当金	9,165
その他	2,846	リース債務	2,264
貸倒引当金	△20,114	資産除去債務	11,214
固定資産	345,455	契約負債	5,427
有形固定資産	1,931	その他の引当金	918
工具、器具及び備品	766	その他の他	2,516
建設仮勘定	1,164	固定負債	697,220
無形固定資産	691	長期借入金	42,632
商標権	691	リース債務	481
投資その他の資産	342,832	資産除去債務	251,555
投資有価証券	2,127	債務保証損失引当金	402,551
関係会社株式	0	負債合計	976,477
敷金及び保証金	338,988	純資産の部	
破産更生債権等	27,327	株主資本	484,061
その他	1,717	資本金	50,000
貸倒引当金	△27,327	資本剰余金	899,296
資産合計	1,460,539	資本準備金	688,148
		その他資本剰余金	211,148
		利益剰余金	△465,163
		利益準備金	16,756
		その他利益剰余金	△481,920
		繰越利益剰余金	△481,920
		自己株式	△72
		純資産合計	484,061
		負債純資産合計	1,460,539

# 損益計算書

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,697,601
売上原価	1,607,318
売上総利益	2,090,282
販売費及び一般管理費	2,193,322
営業損失	103,039
営業外収益	
受取利息	4
受取配当金	0
助成金収入	214
受取補償金	5,000
貸倒引当金戻入益	70,234
その他	2,380
営業外費用	
支払利息	1,107
株式交付費	15,855
その他	1,728
経常損失	43,895
特別利益	
新株予約権戻入益	34,911
特別損失	
減損損失	49,572
店舗閉鎖損失	9,690
債務保証損失引当金繰入額	181,106
税引前当期純損失	249,352
法人税、住民税及び事業税	11,597
当期純損失	260,950

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年4月18日

株式会社 シーズメン  
取締役会 御中

#### 監査法人やまぶき 東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 西 岡 朋 晃  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 福 水 佳 恵  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シーズメンの2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーズメン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。



連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年4月18日

株式会社 シーズメン  
取締役会 御中

監査法人やまぶき  
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 西 岡 朋 晃  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 福 水 佳 恵  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーズメンの2023年3月1日から2024年2月29日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月18日

株式会社シーズメン 監査役会

常勤監査役 高 橋 博 一 ㊟  
社外監査役 山 川 貴 嗣 ㊟  
社外監査役 滝 川 好 夫 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 第1条の(商号)の変更は、株式会社シーズメンは、1989年3月に株式会社キャビンのメンズアパレル事業部を分離独立することで設立いたしました。以来、36年間に亘りメンズ、ユニセックスのカジュアル衣料の販売を行ってまいりました。2022年3月には株式会社スピックインターナショナルを吸収分割会社とする組織再編を行い、また、同年にレディスエスニックアパレル製造小売業の株式会社チチカカを子会社化し、アパレル事業の業容拡大を行ってまいりました。

しかしながら、当社グループの属する国内アパレル市場におきましては、近年の予測困難な異常気象や原材料の高騰、為替リスク等により、安定した収益の確保が少しずつ難しくなっており、今後更なる成長を図るためには、皆さまに新しい価値を提供し、より多くの消費者の方々からご支持を得ることが必要不可欠であると認識しております。

本年3月に事業内容の拡大及び新事業展開に備えて、事業目的を追加する定款変更を行いましたが、当社は新たにパーパスとして「時代の先駆者として明るい世の中を創造する」を掲げ、新規分野にも事業展開を図ることで、更なる企業価値向上に努めるため、商号を変更することといたしました。

- (2) 第3条の(本店の所在地)の変更は、当社及び当社グループの本社を集約・集結し、コスト削減、経営効率の向上、グループ各社間の協働推進、柔軟な働き方の推進を図るため、本店の所在地を東京都港区に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号) 第1条 当社は、株式会社シーズメンと称し、英文では<u>C' s M E N C o . , L t d .</u>と表示する。</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、<u>スターシーズ株式会社</u>と称し、英文では<u>Star seeds Co.,Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>附則</p> <p><u>(商号変更に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 定款第1条(商号)の変更は、2024年11月1日に効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 本条の規定は、定款第1条(商号)の変更の効力発生日経過後、これを削除する。</p> <p><u>(本店の所在地変更に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 定款第3条(本店の所在地)の変更は、2024年12月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。</p> <p>2. 本条の規定は、定款第3条(本店の所在地)の変更の効力発生日経過後、これを削除する。</p>



## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	<p>【新任】 いずみ のぶ ひこ 泉 信 彦 (1966年3月11日)</p>	<p>1990年4月 株式会社愛媛銀行入行 1997年9月 株式会社ロプロ（現：株式会社日本保証）入社 2007年6月 同社取締役就任 2009年6月 同社常務執行役員就任 2014年11月 株式会社フォーサイド取締役会長就任 2015年6月 アドアーズ株式会社（現：株式会社KeyHolder）社外取締役就任 2017年2月 株式会社横浜フリエスポーツクラブ取締役副会長就任（現任） 2017年4月 株式会社デジタルデザイン（現：Jトラスト株式会社）社外監査役就任 2020年6月 株式会社プロスペクト（現：Jトラスト株式会社）取締役就任 2020年7月 同社専務取締役就任 2020年9月 キーノート株式会社（現：株式会社グローバルス）監査役就任 2020年10月 株式会社プロスペクト（現：Jトラスト株式会社）代表取締役就任 2022年12月 株式会社フォーサイド取締役就任（現任） 2023年2月 Jトラスト株式会社常務取締役就任 2023年2月 Jトラストグローバル証券株式会社取締役就任</p>	一株
	<p>【選任理由】 今回新任取締役候補者である泉氏は過去に様々な企業で取締役及び代表取締役を務めた経験を有しており、その職歴から、当社でも組織の指導者としての役割を果たすことを期待しており、リーダーシップ能力、組織を指導しビジョンを示す能力があると判断しました。今後、企業の将来の方向性や戦略を決定する上で重要な役割を果たしていただくことを期待しています。また、泉氏は当社の文化や価値観を理解し、それに適合する能力があり、他の経営陣と協働して組織を運営出来ると判断しました。加えて、今までの職歴からM&amp;Aの経験も豊富であり、当社の成長戦略に不可欠な能力があると判断いたしました。</p>		
2	<p>【再任】 うえ すぎ やす ひさ 植 杉 泰 久 (1978年4月24日)</p>	<p>2001年4月 大和証券株式会社 入社 2010年10月 大和証券キャピタルマーケティング株式会社 転籍 2011年4月 大和証券株式会社 統合・転籍 2018年10月 ship shape合同会社 入社 2021年2月 ship shape合同会社 代表社員 就任（現任） 2023年5月 当社代表取締役（現任） 2023年5月 株式会社スピックインターナショナル代表取締役（現任） 2023年5月 株式会社チチカカ取締役社長（現任）</p>	一株
	<p>【選任理由】 2023年5月に代表取締役社長に就任し、経営全般において優れたリーダーシップを発揮し、取締役及び幹部社員とともに企業価値向上に取り組み従業員の意識改革を図ってまいりました。事業の成長に向けて、更に機動的な経営判断及び迅速な業務執行が必要とされる当社の経営において重要な役割を担う人物でありますので、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	<b>【再任】</b> 保住光良 (1964年10月16日)	1988年3月 株式会社東京スタイル (現株式会社TSIホールディングス) 入社 1999年3月 株式会社良品計画入社 2006年1月 当社入社 2007年3月 当社経営管理部長 2022年3月 当社管理部副部长 2023年5月 当社取締役管理本部長 (現任) 2023年5月 株式会社スピークインターナショナル取締役 (現任) 2023年5月 株式会社チチカカ取締役 (現任)	1,600株
	<b>【選任理由】</b> 当社に入社して以来、管理部門の中核となり経営管理全般に精通しております。2023年5月に取締役管理本部長に就任し、代表取締役と共に事業改革の推進など企業体質の確立に取り組んでまいりました。また、財務体質の強化を推進するなど、経営における職責を果たしておりますので、引き続き取締役候補者といたしました。		
4	<b>【再任】</b> <b>【社外】</b> <b>【独立】</b> 迫田さやか (1986年7月15日)	2011年4月 同志社大学ライフリスク研究センター 嘱託研究員 (現任) 2016年4月 京都大学薬学研究科 特定助教 2016年4月 日仏財団EHESS Associate Researcher (現任) 2017年4月 同志社大学経済学部 助教 2019年4月 日本学術振興会 京都大学 特別研究員 2021年 公益財団法人 中辻創智社 (旧 一般社団法人中辻創智社) 評議員 (現任) 2022年 同志社大学経済学部経済学科 准教授 (現任) 2023年5月 当社社外取締役 (現任)	一株
	<b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b> 同志社大学准教授として活躍しており、2023年5月に当社社外取締役就任後は、経済学・社会学の学識経験者としての専門的な知識と経験を活かした、助言、発言を適宜行っております。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を引き続き担って頂くことを期待し、社外取締役候補者とするものであります。		
5	<b>【再任】</b> <b>【社外】</b> <b>【独立】</b> 堺夏美 (1965年8月31日)	2001年1月 株式会社バネット・ジャパンCFO 2004年1月 株式会社エス・イ・インターナショナル代表取締役社長 (現任) 2023年5月 当社社外取締役 (現任)	一株
	<b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b> 株式会社エス・イ・インターナショナルの代表取締役であり、2023年5月以降、社外取締役に就任して以来、企業経営者としての豊富な経験と財務における幅広い知識を活かした有用な助言・提言を行っております。引き続き当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たして頂くことを期待し、社外取締役候補者とするものであります。		

- (注) 1. 泉信彦氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 迫田さやか氏及び堺夏美氏は、社外取締役候補者であります。
4. 迫田さやか氏及び堺夏美氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって迫田さやか氏が1年、堺夏美氏が1年となります。
5. 当社は迫田さやか氏及び堺夏美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、迫田さやか氏及び堺夏美氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を締結しており、被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役であります。第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約によって填補することとしておりますが、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合を除きます。なお、保険料は当社が全額負担のうえ、1年毎に契約を更新しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
7. 当社は迫田さやか氏及び堺夏美氏が再任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として引き続き届け出る予定です。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

ふり 氏 (生年月日)	がな 名  略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
たき 瀧澤 (1965年10月27日)	1988年4月 株式会社キャビン入社 1996年3月 当社入社 2006年4月 当社店舗企画部 2017年6月 当社内部監査室長(現任)	700株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 瀧澤聡之氏は、補欠の監査役候補者であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約(マネジメントリスクプロテクション保険契約)を締結しており、被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役であります。第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約によって填補することとしておりますが、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合を除きます。なお、保険料は当社が全額負担のうえ、1年毎に契約更新しております。瀧澤聡之氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

#### 第4号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を補填し財務体質の健全化を図ることを目的として、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行いたいと存じます。

具体的には、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の額を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損填補に充てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、発行済株式総数を変更することなく、資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。

また、当社の純資産額にも変更はございませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものでもございません。

#### 1. 資本準備金の額の減少の内容

##### (1) 減少する資本準備金の額

254,014,790円

##### (2) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額254,014,790円の全額を欠損填補に充当する目的で、その他資本剰余金に振り替えます。

##### (3) 資本準備金の額の減少の効力発生日

2024年5月25日

#### 2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記1. の資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金を含むその他資本剰余金465,163,400円を減少して繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。

##### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金465,163,400円

##### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金465,163,400円

##### (3) 剰余金の処分の効力発生日

2024年5月25日

## 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年5月23日開催の第18期定時株主総会において、年額1億60百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、社外取締役を除く当社の取締役（以下「対象取締役」という。）に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役に對する具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。また、対象取締役に1年間に発行又は処分される株式総数の発行済株式総数（2024年5月9日時点）に占める割合は5.0%以下であります。そのため、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、現在の対象取締役は4名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は3名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20万株以内とします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 当該対象取締役は、当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 当該対象取締役が、取締役会が定める役務提供予定期間（以下「役務提供予定期間」という。）が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、当該対象取締役が、役務提供予定期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併 契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等 に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会に よる承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社 の取締役会の決議により、役員提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効 力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除 された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

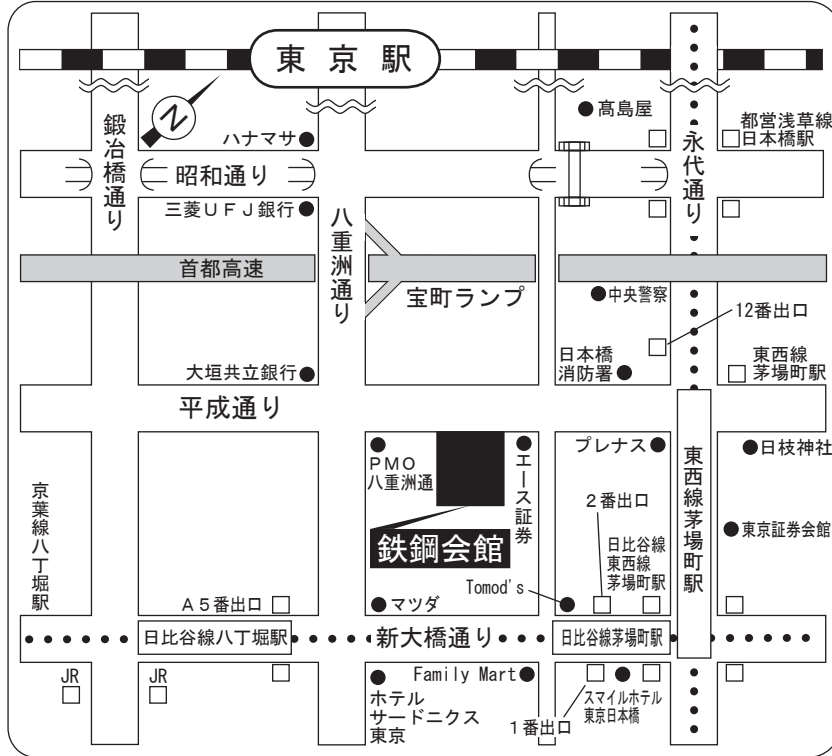
## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋茅場町3-2-10

鉄鋼会館 8階 802・803・804会議室

TEL：0120-404855

### 案内図



- 地下鉄（東京メトロ） 東西線、日比谷線茅場町駅より徒歩 5分
- 日比谷線八丁堀駅より徒歩 5分

東西線ご利用の場合は茅場町駅下車、12番出口（日本橋消防署方面）、日比谷線茅場町駅下車の場合は2番出口（八丁堀方面）、日比谷線八丁堀駅下車の場合はA5番出口（八丁堀交差点方面）をご利用ください。